



福岡医発第2684号(地)
平成30年12月28日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

医師による死因等確定・変更報告の取扱いについて(周知依頼)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、死因統計の正確性を図ることを通じて、公衆衛生の観点からの死因究明等を一層強化するため、医師が自ら交付した死体検案書等(死亡診断書を含む。以下同じ。)の死因等を確定又は変更した際の報告(以下「死因等確定・変更報告」という)について、平成31年1月1日から、以下のとおり取り扱うこととなった旨、本会あて周知方依頼がありました。

すなわち、

- ・死体検案書等を交付した医師は、その交付後、解剖、薬毒物検査、病理組織学的検査等の諸検査の結果等により死因等を確定又は変更した場合は、速やかに、別紙1の報告方法に従って、厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室に対し、死因等を確定又は変更した旨を報告すること、
- ・また、死因等の確定前に死体検案書等を交付する医師は、諸検査の結果等が判明しておらず、死因等を確定することができない場合は、死体検案書等の「死亡の原因」欄を「不詳(検索中)」、「死因の種類」欄を「12. 不詳の死」と暫定的に記載し、死体検案書等を交付すること、

というものです。

なお、本通知による取扱い(死因等の確定又は変更)は、昭和48年8月23日付け民二第6498号・統発第330号法務省民事局長・厚生省大臣官房統計調査部長連名通達(以下「昭和48年通達」という。)の適用対象外であり、死因の誤記訂正については、引き続き、昭和48年通達(参考資料参照)に基づき取り扱うものとする、としております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員へ周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

死体検案担当理事 淡河喜雄
会長 島田昇二郎

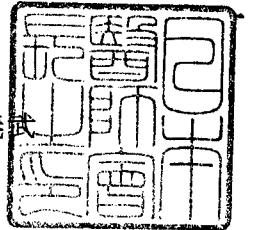
日医発第 1031 号（法安 118）

平成 30 年 12 月 19 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会

会 長 横倉 義武



医師による死因等確定・変更報告の取扱いについて（周知依頼）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、死因統計の正確性を図ることを通じて、公衆衛生の観点からの死因究明等を一層強化するため、医師が自ら交付した死体検案書等（死亡診断書を含む。以下同じ。）の死因等を確定又は変更した際の報告（以下「死因等確定・変更報告」という）について、平成 31 年 1 月 1 日から、以下のとおり取り扱うこととなった旨、本会あて周知方依頼がありました。

すなわち、

- ・死体検案書等を交付した医師は、その交付後、解剖、薬毒物検査、病理組織学的検査等の諸検査の結果等により死因等を確定又は変更した場合は、速やかに、別紙 1 の報告方法に従って、厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室に対し、死因等を確定又は変更した旨を報告すること、

- ・また、死因等の確定前に死体検案書等を交付する医師は、諸検査の結果等が判明しておらず、死因等を確定することができない場合は、死体検案書等の「死亡の原因」欄を「不詳（検索中）」、「死因の種類」欄を「12. 不詳の死」と暫定的に記載し、死体検案書等を交付すること、

というものです。

なお、本通知による取扱い（死因等の確定又は変更）は、昭和 48 年 8 月 23 日付け民二第 6498 号・統発第 330 号法務省民事局長・厚生省大臣官房統計調査部長連名通達（以下「昭和 48 年通達」という。）の適用対象外であり、死因の誤記訂正については、引き続き、昭和 48 年通達（参考資料参照）に基づき取り扱うものとする、としております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、別途、貴会管下の警察活動に協力する医師の部会（仮称）宛てにも周知方依頼をいたしておりますことを申し添えます。

医政発1205第2号
政統発1205第2号
平成30年12月5日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省
医政局長
(公印省略)
政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)
(公印省略)

医師による死因等確定・変更報告の取扱いについて(周知依頼)

標記につきまして、別添のとおり各都道府県知事宛に通知しましたので、御了知いただくとともに、貴下関係団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

医政発 1 2 0 5 第 1 号
政統発 1 2 0 5 第 1 号
平成 3 0 年 1 2 月 5 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚 生 労 働 省
医 政 局 長
(公 印 省 略)
政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)
(公 印 省 略)

医師による死因等確定・変更報告の取扱いについて（周知依頼）

人口動態調査の実施等につきましては、日頃から特段の御配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、死因統計の正確性を図ることを通じて、公衆衛生の観点からの死因究明等を一層強化するため、医師が、自ら交付した死体検案書等（死亡診断書を含む。以下同じ。）の死因等を確定又は変更した際の報告（以下「死因等確定・変更報告」という。）について、平成 3 1 年 1 月 1 日から下記のとおり、取り扱うことと致しました。具体的には、平成 3 1 年 1 月 1 日以降に、医師による死体検案又は死亡診断を行うものが、本通知の対象となります。

貴都道府県におかれましては、御了知の上、貴管内の指定都市、保健所及び市区町村に対して周知願います。

なお、本件については、内閣府死因究明等施策推進室、法務省刑事局刑事課、同民事局民事第一課、警察庁刑事局捜査第一課、海上保安庁警備救難部刑事課、防衛省人事教育局服務管理官及び文部科学省高等教育局医学教育課と調整済みであること並びに本通知の写しを別記団体宛に送付していることを申し添えます。

記

死体検案書等を交付した医師^(注1, 2)は、その後、解剖^(注3)、薬毒物検査、病理組織学的検査（以下「諸検査」という。）の結果等により死因等^(注4)を確定又は変更した場合は、速やかに、別紙1の報告方法に従って、厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室に対し、死因等を確定又は変更した旨を報告すること^(注5, 6, 7)。また、本通知による取扱い（死因等の確定又は変更）については、昭和48年8月23日付け民二第6498号・統発第330号法務省民事局長・厚生省大臣官房統計調査部長連名通達（以下「昭和48年通達」という。）の適用対象外であり、死因の誤記訂正については、引き続き、昭和48年通達に基づき取り扱うものとする。（参考資料参照）^(注8)

なお、死因等の確定前に死体検案書等を交付する医師は、諸検査の結果等が判明しておらず、死因等を確定することができない場合は、死体検案書等の「死亡の原因」欄を「不詳（検索中）」、「死因の種類」欄を「12. 不詳の死」と暫定的に記載し、死体検案書等を交付すること。

（注1）この「死体検案書等を交付した医師」とは、遺族等が死亡届に添付して市区町村に提出する死体検案書等を交付した医師を指す。医師法（昭和二十三年法律第二百一号）上、死体検案等（死亡診断を含む。以下同じ。）を行った医師は、求めに応じて死体検案書等を交付することとなっており、複数の医師が死体検案等を行っている場合は、死体検案等を行った全ての医師が死体検案書等を交付するが、人口動態調査に反映されるのは、死亡届に添付された死体検案書等であり、この記載内容を確定又は変更し得るのは、当該死体検案書等を作成した医師のみに限られるためである。

（注2）医師は、遺族等に確定又は変更した死因を記載した死体検案書等を交付することが、不正の目的に使用されるおそれがあると判断する場合は、原則として、医師法第十九条第二項にいう「正当の事由」に該当し、遺族等に対し死体検案書等を交付しなくて差し支えない。

（注3）この「解剖」とは、死因等を明らかにするための解剖を指し、一般に、法医学を専門とする医師が実施する解剖がこれに当たる。なお、従来から厚生労働省に死因等について訂正報告を行うこととなっている監察医務機関において取り扱われる死体については、重ねて死因等確定・変更報告をする必要がないため、本通知の対象外とする。

（注4）この「死因等」とは、死体検案書等における「死亡の原因」、「死因の種類」及び「外因死の追加事項」を指す。

（注5）「死因等確定報告」とは、死体検案等の直後に、諸検査の結果等が判明しておらず、死因等を確定することができないため、「死亡の原因」欄に「不詳（検索中）」と暫定的に記載した死体検案書等を交付し、その後、諸検査の結果等を踏まえた死因等が確定した旨報告することを指す。また、「死因等変更報告」とは、一旦死因等を確定して死体検案書等を交付した後、新たに判明した諸検査の結果等を踏まえ、当初の死因等を改めた旨報告することを指す。

（注6）「死亡の原因」欄が「不詳」、「死因の種類」欄が「12. 不詳の死」に確定した旨の報告は不要とする。

また、死因等確定・変更報告の時期は、死因等の確定又は変更の都度としてもよいし、1か月ごとにまとめてもよいこととするが、厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室にて人口動態調査の調査票情報の修正が可能なのは、死亡年の翌年5月末までであるため、それまでに報告が間に合わないものについては、報告不要とする。この場合、人口動態調査上は、当初、死亡届に添付された死体検案

書等の内容をもって取り扱うこととする。

なお、同室あてに送られた死因等確定・変更報告は、人口動態調査実施年の翌年1月1日から起算して1年経過後、廃棄することを申し添える。

(注7) 諸検査を行った医師と死体検案書等を交付した医師が異なる場合(例:法医学を専門とする医師が解剖し、検案を行った地域の警察協力医が検案書を交付している場合)は、死因等確定・変更報告が適切になされるよう、諸検査を行った医師は、死体検案書等を交付した医師に対して死因等に係る情報を、捜査機関を介するなどして提供すること。

なお、捜査機関が諸検査を行った場合、捜査機関は、死体検案書等を交付した医師と調整の上、当該医師に対して、死因等に係る情報を提供することとなっている旨申し添える。

(注8) 例えば、死因を「肺炎」と判断したにもかかわらず、誤って「脾炎」と記入した場合には、昭和48年通達に従い、死因が「肺炎」である旨の「誤記訂正」を行うこと。

(参照条文) 医師法(昭和二十三年法律第二百一号)

第十九条 診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

2 診察若しくは検案をし、又は出産に立ち会つた医師は、診断書若しくは検案書又は出生証明書若しくは死産証書の交付の求があつた場合には、正当の事由がなければ、これを拒んではならない。

(別紙1) 報告方法

1 送付書類

- ☐ 送付状(別紙2の様式を用いること)
- ☐ 死因等確定・変更報告※

※ 死体検案書等の様式を用い、以下の①及び②のみを記入すること。

- ① 「氏名」、「性別」、「生年月日」、「診断(検案)年月日」、「本診断書(検案書)発行年月日」(死因等確定・変更報告を行う年月日を記載すること。)、及び「医師の氏名」(署名又は記名押印)
- ② 「死亡の原因」、「死因の種類」、「外因死の追加事項」のうち確定又は変更した内容

- ☐ 死体検案等の直後に交付した死因等の確定又は変更前の死体検案書等の写し※※

※※人口動態調査の死亡者情報の突合に用いるため、必ず同封すること。

2 郵送方法

特定記録で、以下に郵送する方法による。

(郵送先)

〒100-8916 東京都千代田区 霞が関1丁目2-2 中央合同庁舎第5号館

厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室死亡統計第二係宛

※「死因等確定・変更報告に係る書類在中」と朱書きすること

3 問合せ先

- 1) 死体検案書等の記入方法及び医師間の情報提供等に関する事

厚生労働省医政局医事課企画法令係

TEL : 03-5253-1111(内線 2569)

- 2) 死因等確定・変更報告の郵送及び人口動態調査に関する事

厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室企画指導係

TEL : 03-5253-1111(内線 7466)

(別紙 2) 送付状様式

(西暦) 年 月 日

厚生労働省政策統括官付参事官付

人口動態・保健社会統計室死亡統計第二係 御中

機関及び所属

住所

電話番号

氏名

死体検案書等の送付処理を行った事務担当者の情報を御記入ください。送付処理を医師本人が行った場合には、当該医師の情報を御記入ください。

送付状

今般、_____件の死体検案書等に記載された死因等を確定又は変更しましたので、全件につき下記書類を同封の上、報告します。

記

- ☐ 死因等確定・変更報告
- ☐ 死体検案等の直後に交付した死因等の確定又は変更前の死体検案書等の写し

(郵送する前に、同封書類を確認の上、□内にチェックしてください。)

以上

医 政 発 1 2 0 5 第 2 号

政 統 発 1 2 0 5 第 2 号

平 成 3 0 年 1 2 月 5 日

別記団体 御中

厚 生 労 働 省

医 政 局 長

(公 印 省 略)

政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)

(公 印 省 略)

医師による死因等確定・変更報告の取扱いについて(周知依頼)

標記につきまして、別添のとおり各都道府県知事宛に通知しましたので、御了知いただくとともに、貴下関係団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

(別記団体)

公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本看護協会
一般社団法人全国訪問看護事業協会
一般社団法人日本病院会
公益社団法人全日本病院協会
一般社団法人日本医療法人協会
一般社団法人日本社会医療法人協議会
公益社団法人日本精神科病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会
一般社団法人全国医学部長病院長会議
一般社団法人全国公私病院連盟
一般社団法人日本慢性期医療協会
社会福祉法人恩賜財団済生会
日本赤十字社
国家公務員共済組合連合会
全国厚生農業協同組合連合会
社会福祉法人北海道社会事業協会
独立行政法人国立病院機構
独立行政法人労働者健康安全機構
独立行政法人地域医療機能推進機構
国立研究開発法人国立がん研究センター
国立研究開発法人国立循環器病研究センター
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人国立国際医療研究センター
国立研究開発法人国立成育医療研究センター
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
日本医学会
公益財団法人日本訪問看護財団
公益社団法人全国老人保健施設協会
一般社団法人日本看護系学会協議会
内閣府死因究明等施策推進室
法務省刑事局刑事課
法務省民事局民事第一課
警察庁刑事局捜査第一課
海上保安庁警備救難部刑事課
防衛省人事教育局服務管理官
文部科学省高等教育局医学教育課



民 二 第 6 4 9 8 号

統 発 第 3 3 0 号

昭和 4 8 年 8 月 2 3 日

法 務 局 長
各 地 方 法 務 局 長 殿
都 道 府 県 知 事

法 務 省 民 事 局 長

厚生省大臣官房統計調査部長

死亡届書に添付した死亡診断書の
誤記訂正について（通達）

医師が死亡診断書を作成し、これを添付して死亡届
が出され、人口動態調査死亡票を作成送付後に、上記
診断書に誤記があるため訂正すべき事実を発見し、そ
の旨申し出があつた場合の措置について下記のとおり
取り扱い方を改めたので、御了知のうえ貴管下各支局
長、市区町村長及び保健所長に対し、周知方よろしく

お取り計らい願いたい。

なお、「死亡届書に添付した死亡診断書の誤記訂正に関する件（昭和24年12月21日民事甲第2824号、統発第368号）」は、廃止する。

記

- 1 死亡届出を受理した市区町村長は、誤記のある死亡診断書を作成した医師に対して、届書と同通数の正しい診断書に誤記の理由を記載した書面を添付して提出させるとともに、遅滞なくその旨を当該市区町村を管轄する保健所長に通知する。
- 2 市区町村長より前項の通知を受けた保健所長は、その医師につき慎重に調査し、誤記の事実が明らかになったときはその旨回答する。
- 3 第1項の通知を受けた保健所長は、その医師の住所地が管轄区域外にあるときは、その医師の住所地を管轄する保健所長に調査を依頼し、回答を得たうえ市区町村長に回答する。

なお、都道府県を異にする場合には、その依頼及び回答は関係各都道府県を経由して行う。

- 4 第2項及び前項の通知を受けた市区町村長は、直ちに当該市区町村を管轄する保健所長及び都道府県を経由して死亡票の訂正方を厚生省に届け出るとともに、医師より提出させた

正しい死亡診断書を死亡届末尾の死亡診断書に掛紙し、事由を付記して契印する。

- 5 死亡届書が既に他の市区町村又は、監督法務局、地方法務局若しくはその支局に発送済みのときは、市区町村長は遅滞なく第1項によつて提出させた正しい診断書を前記届書発送先に追送し、その追送を受けた者においてそれぞれ前項後段の処置をする。

前各項における死亡診断書の取り扱いは、戸籍法及び同法施行規則の規定に基づくものではないが、市区町村長はその発収については、戸籍発収簿等に記載して、これを正確にしておくのが相当である。

なお、死亡診断書の誤記の訂正が死亡届書の他の記載事項と関連がある場合は、市区町村長は前記各項の取り扱いのほか、届出義務者より届出の追完又は戸籍訂正の申請をさせなければならないことはいうまでもない。